

## 長野県訓令第1号

本庁内部部局  
現地機関  
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部守一

第21条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）附則第4項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この訓令による改正後の長野県職員服務規程第21条第2項の規定を適用する。

人事課

## 長野県訓令第2号

本庁内部部局  
現地機関

長野県公文書管理規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部守一

目次中「第62条」を「第63条」に、「第63条・第64条」を「第64条・第65条」に、「第65条」を「第66条」に改める。

第34条第2項中「公文書」の次に「及び電子処分通知等公文書」を加える。

第37条中「公文書に」を「公文書及び電子処分通知等公文書に」に改める。

第39条第1項を次のように改める。

電子申請・届出システムを使用した電子処分通知等公文書の送信については、電子申請等担当課の課長において、別に定めるところにより行うものとする。

第59条第1項第4号を次のように改める。

(4) 長野県情報公開条例第5条の公開の請求及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示の請求のあった公文書ファイル等 同条例第11条第1項若しくは第2項又は同法第82条各項の決定の日の属する年度の翌年度の末日

第65条を第66条とし、第4章中第64条を第65条とし、第63条を第64条とし、第3章中第62条の次に次の1条を加える。

（紛失等への対応）

第63条 公文書管理者は、公文書ファイル等の紛失又は誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括公文書管理者に報告しなければならない。

2 総括公文書管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）附則第2項の規定による廃止前の長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第10条の開示の請求がされている公文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日の延長については、なお従前の例による。

情報公開・法務課

長野県訓令第3号

健康福祉部  
総合リハビリテーションセンター

長野県総合リハビリテーション事業財務公印規程を次のように定めます。

令和5年3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県総合リハビリテーション事業財務公印規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県総合リハビリテーション事業財務に関する公印の種類、寸法、ひな形、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類、寸法及びひな形並びに管守者)

第2条 公印の種類、寸法及びひな形並びにその管守者は、別表のとおりとする。

2 公印の管守者は、公印管守の責めに任じなければならない。

(公印取扱者)

第3条 公印の管守者は、公印の取扱いを厳正にするため、公印の取扱者を定めておかななければならない。

(公印台帳等)

第4条 公印の管守者は、公印を新調し、若しくは改刻したとき又は使用しなくなったときは、その旨を障がい者支援課長に通知しなければならない。

2 障がい者支援課長は、公印台帳(別記様式)を備え、前項の規定による通知を受けたときは、公印台帳に所定の事項を記載しておかななければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用しようとするときは、公印の取扱者に、当該原議及び浄書文書を示して、その承認を受けてから、押印しなければならない。

(公印の盗難等の場合の処理)

第6条 公印の管守者は、公印の盗難、紛失又は偽造があったときは、直ちにその旨を上司に報告し、指示を受けなければならない。

(使用しなくなった印形の取扱い)


第7条 公印の管守者は、改刻等により使用しなくなった印形を速やかに障がい者支援課長に引き継がなければならない。

2 障がい者支援課長は、前項の引継ぎがあったときは、当該印形を10年間保存するとともに、公印台帳から当該公印に係る部分を除き、これを別に廃止公印台帳としてつづっておかななければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は別に定める。

(別表)(第2条関係)

公印	管守者	寸法 (単位mm)	ひな形(字体は、かい書)
障がい者支援課(総合リハビリテーションセンター)企業出納員印	企業出納員	方20	長野県健康福祉部 障がい者支援課 (長野県立総合リハビリテーションセンター) 企業出納員印
総合リハビリテーションセンター現金取扱員印	現金取扱員	方20	長野県立総合リハビリテーションセンター 現金取扱員印
総合リハビリテーションセンター現金取扱員印(領収専用)	現金取扱員	直径30	

(別記様式)

公印台帳


印		影	
管守責任者(職氏名)			
届出年月日	年	月	日
使用開始年月日	年	月	日
改刻年月日	年	月	日
改刻理由			
廃棄年月日	年	月	日
付記			

附 則

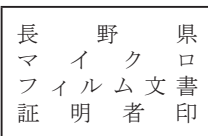
(施行期日)

- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。  
(長野県公印規程の一部改正)
- 長野県公印規程(昭和31年長野県訓令第29号)の一部を次のように改正する。

別表中

総合リハビリテーションセンター現金取扱員印 (領収専用)	出納員	直径30	
長野県マイクロフィルム文書証明者印	情報公開・法務課長	方15	

を

長野県マイクロフィルム文書証明者印	情報公開・法務課長	方15	
-------------------	-----------	-----	--

に改める。

障がい者支援課

長野県教育委員会訓令第2号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会公文書管理規程(昭和47年長野県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

目次中「第59条」を「第60条」に、「第60条・第61条」を「第61条・第62条」に、「第62条」を「第63条」に改める。

第33条第2項中「公文書」の次に「及び電子処分通知等公文書」を加える。

第36条中「公文書に」を「公文書及び電子処分通知等公文書に」に改める。

第38条第1項を次のように改める。

電子申請・届出システムを使用した電子処分通知等公文書の送信については、電子申請等担当課の課長において、別に定めるところにより行うものとする。

第56条第1項第4号を次のように改める。

(4) 長野県情報公開条例第5条の公開の請求及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示の請求のあった公文書ファイル等 同条例第11条第1項若しくは第2項又は同法第82条各項の決定の日の属する年度の翌年度の末日

第62条を第63条とし、第4章中第61条を第62条とし、第60条を第61条とし、第3章中第59条の次に次の1条を加える。

(紛失等への対応)

第60条 公文書管理者は、公文書ファイル等の紛失又は誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括公文書管理者に報告しなければならない。

2 総括公文書管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

別表第1の付表の1の(5)中

保存期間の満了時の措置	を	保存期間の満了時の措置	に改める。
廃棄		教育職員に関するものは移管とし、それ以外のものは廃棄とする。	

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）附則第2項の規定による廃止前の長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第10条の開示の請求がされている公文書ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日の延長については、なお従前の例による。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第3号

県立中学校  
県立高等学校  
県立特別支援学校

長野県立学校長職務規程（昭和25年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

第17条第1項第4号中「長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「記録情報」を「保有個人情報」に、「中止」を「停止」に、「抹消」を「消去」に、「同条例第38条第1項の決定」を「同法第105条第1項に規定する審査請求に対する裁決」に改める。

高校教育課  
特別教育支援課

長野県教育委員会訓令第4号

県立中学校  
県立高等学校  
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

第18条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）附則第4項に規定する暫定再任用短時間勤務職員及び同条例附則第16項に規定する暫定再任用短時間勤務学校職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この訓令による改正後の長野県立学校職員服務規程第18条第2項の規定を適用する。

高校教育課  
特別教育支援課

#### 長野県教育委員会訓令第5号

県立高等学校  
県立中学校  
県立特別支援学校

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

別表中「175,000円」を「210,000円」に改める。

保健厚生課